



令和 6 年 1 月号



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

代表
便り

いよいよ始まる「かすがい PAY」と毎年恒例！令和 5 年の事件簿！

皆さんあけましておめでとうございます。旧年中はお世話になりました。さて、毎年恒例！令和 5 年の事件簿！と今回は、皆さんにどうしてもお伝えしたく「かすがい PAY」の話です。

第 5 位 春日井市商店街連合会の会長になる！

色々と地域経済発展のためにお役を受けておりますが、令和 5 年 6 月より春日井市商店街連合会（以下商連）の会長になりました。結構重めなお役目ですので、しっかり責任を果たせるよう頑張っております。

さて、商連は色々な活動をしている訳ですが、その一つが春日井市、春日井商工会議所とともに行っている「プレミアム商品券事業 ささえーる」。今、まさに店舗で引換、使用されている方も多いと思います。このプレミアム商品券実行委員会の委員長を務めるのが商連の会長ということで、現在、私が委員長をしています。前任の会長から、このプレミアム商品券を電子化したいという意志を受け継ぎ、私も数年前から準備や打ち合わせ等をつづけ、ようやく発行会社である木野瀬印刷様のご協力のもと、電子化への道が見えてきました。

勿論、次年度の実行委員会で電子化を検討していく訳なので、現時点でプレミアム商品券を電子化出来るのかどうかは、未知数。しかしながら、商連の組合員の皆様、そして、弊社の顧問先の皆様のお力で何とか、これを軌道に乗せていきたいと思っています。

もしご協力頂ける方がいらっしゃいましたら、かすがい Pay の HP (<https://kasugai-pay.jp/>)を見て頂き利用店舗の登録をお願い致します。

第 4 位 コロナ終息！

ようやく終わりましたね。最後の方に罹ってしまいましたが、比較的症状も軽かったので助かりました。とはいえ今度はインフルエンザが流行っているそうですので、皆様お気をつけください。

第 3 位 白髪増える！

48 歳になり、まだ白髪染めはしていないのですが流石に増えてきたので、最近、髪の毛をグレー色にするワックスをつけて全体的に白髪と黒髪の間みたいな感じにしています。毛が無くなるのが早いのか、白髪になるのが早いのか・・・。

第 2 位 春日井インター店の改装準備！

春日井インター店の老朽化と業務拡大に伴い、移転準備を進めています。場所は、不二ガ丘のローソン近くになりますので元の場所から近く、皆様にご不便をおかけすることは無いかと思えます。来年春頃を目途に準備をしておりますので、また楽しみになさってください。

第 1 位 慰安旅行 IN 北海道！

コロナも明けたし、丘珠空港就航したし、ということで北海道へ！久しぶりに飛行機に乗っての慰安旅行！楽しかった。美味しかった！

さて、いよいよ 2024 年は、開業 20 周年の年！奮発するかな、しないかな？



本店
便り

電子帳簿保存法の猶予措置

文責：亀田

先月号にて、令和6年1月1日から電子取引データの保存方法が変更になるとお伝えしました。今回は、もし「人手不足」「資金不足」「システム整備が間に合わない」のどれかに該当する場合、「猶予措置」がありますので、そのご説明をいたします。

【猶予措置】の適用を受けるには、以下の両方が必要です。

- ・電子取引データをプリントアウトしてファイルしておく
- ・その元のデータがどこにあるかすぐ分かるようにしておく

税務調査でそれぞれの提示・提出・表示・ダウンロードが求められる場合があります。

【猶予措置が使える場合も使えない場合も共通】

- ・電子データで受け取ったものや送ったものは、申告期限翌日から法人は10年間、個人は7年間は削除しない（紙でやりとりした書類と同じ。場合によってはもっと短くて良いこともある）
- ・各サイトのマイページなどでは半年～1年ほどで見られなくなる領収書や明細もまだまだ多いので、郵送されないものはこまめにダウンロードしておく
- ・PCが壊れても大丈夫なようにバックアップ等も重要

猶予措置自体の期限は今のところありません。

不明点等ございましたら、担当者へお申し付け下さい。

【参考】

国税庁 電子取引データの保存方法

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/tokusetsu/pdf/0023011-012.pdf>

国税庁 電子取引データの保存方法をご確認ください

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sonota/0023006-081_03.pdf

インター
店
便り

今年もドラゴン🐉と行ってみよう！

文責：大脇

こんにちは。年が改まったせいか、厳しい寒さの中にも清々しさが感じられる今日このごろですね。本年もよろしくお願いたします🍀

新年一発目のネタ向きではないですが…執筆時驚いたニュースより。東京都新宿区の路上で、タクシーがハトをひき殺したとして、タクシー運転手が鳥獣保護法違反の疑いで逮捕されました。最初このニュースを耳にした際フェイクニュースかと思いました🙄

まず、路上に鳩に限らず動物がいた場合どうしたらいいのか？避けようとしてハンドルを切るもしくは急ブレーキを踏んだりすると、後続車からの追突、路肩のガードレール等への接触、さらには対向車線への飛び出しによる車同士の事故等につながることもあるため「何もしない対応方法」が世界的に推奨されています。

ちなみに、最近自動ブレーキ機能がついた自動車が販売されておりますが、自動ブレーキはジュネーブ条約に於いて人間以外の障害物（動物を含む）に対しては「急ブレーキも後続車がいれば危険」という観点から反応しないような制御をする決まりになっているそうです。もちろん故意はよくないことですが、この事件をきっかけに鳩（動物）を見たら急ハンドル・急ブレーキをかけるドライバーが増えないことを祈ります。



【近所の堤防にて。おーい、今年も猪🐷年じゃないぞー！】

<次のページへ続く>

<前のページからの続き>

ちなみに…野生動物との接触事故が原因で、ドライバーや同乗者が怪我をした場合は、相手もない単独事故のため「事故をした車の傷害保険（人身傷害保険や搭乗者傷害特約）」で補償されることになります。また、動物を避けたことで対向車と接触したり、歩道を歩いている人にぶつかったりしてしまった場合は、ドライバーに損害賠償責任が生じることがほとんどです。（動物は補償してくれませんからね🐾）車や自転車やガードレール等の物の損害であれば対物賠償保険で、人の怪我であれば対人賠償保険で補償されます。

とはいえ、そのようなことにならないように…路上ではお会いしたくないものです。



【近所で出没シリーズ第二弾。
ヌートリアがぬーとリア（ル）】

1月の税務

- ・個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第4期分) 納付期限…1月中において各自治体の条例で定める日
- ・源泉所得税（7月～12月分）納期限の特例を受けている者の納付 納付期限…1月22日(月)
- ・固定資産税の償却資産に関する申告 申告期限…1月31日(水)
- ・源泉徴収票の交付、支払調書・給与支払報告書の提出 期限…1月31日(水)
- ・11月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税）、
5月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）(半期分) 申告期限…1月31日(水)

行楽 日記

東洋文庫ミュージアム

文責：矢鋪

東京へ行く用事があったので、その空き時間に東京都文京区にある「東洋文庫ミュージアム」へ行ってきました。

そもそも東洋文庫とは、三菱財閥の第三代当主・岩崎久彌氏が1924年に設立した、東洋学分野での日本最古・最大の研究図書館であり、世界5大東洋学研究図書館の一つに数えられているそうです。蔵書数は国宝5点、重要文化財7点を含む約100万冊とのこと。その貴重な蔵書で企画展のテーマに沿った展示を行っているのが、併設された「東洋文庫ミュージアム」です。

本棚に本の背表紙がびっしり並んでいるような外壁デザインの建物に入り、受付を済ませると、吹き抜けで天井の高い明るいホールに、世界最長の展示ケースが。訪れた日は、東南アジア諸国の交易と交流を軸とした企画展が行われており、この展示ケースにも様々な資料が展示されていました。企画は数か月ごとに変わるようで、ミュージアムショップでは過去の企画展の図録も購入できました。



その吹き抜けから続く階段を上ると、「モリソン書庫」の部屋に到着です。モリソン書庫は、部屋いっぱい、天井まで続く大書庫に、イギリス人のモリソンが収集し岩崎久彌に譲渡した「モリソンコレクション」を実際に陳列している圧巻の常設展示です。

時間が早く他にお客さんがいなかったため、お目当てのこの展示をじっくり堪能できました。

そのほかにも、様々な工夫を凝らした展示や不思議な通路「回顧の路」、ミュージアムとレストランエリアを繋ぐ「知恵の小径」などもあります。残念ながらこの日は貸し切りでしたが、レストランは岩手県の小岩井農場の直営で、ブック型のお重に入ったランチなどオリジナルメニューもあるそうです。もし次回近くに寄ることがあれば、ぜひ味わってみたいと思います。

仮想通貨の確定申告について

文責：中野

いよいよ確定申告の時期が近づいて参りました。今回は、最近運用される方が増えている仮想通貨の確定申告についておさらいをしていこうと思います。

仮想通貨の所得で課税対象となるケースは、主に以下の4パターンです。

1) 仮想通貨を売却した場合

一般的に仮想通貨取引では、購入価格と売却価格の差額によって損益が発生します。

その売却によって利益が出た場合は課税対象となります。

(例)1BTC=100万円で購入→1BTC=300万円で売却 200万円の利益(課税対象)

2) 仮想通貨で決済した場合

原則として、保有しているだけでは課税の対象となりません。しかし、含み益がある状態で決済手段として利用した場合、その時点の利益が課税対象となる点に注意が必要です。

(例)1BTC=200万円で購入→1BTC=250万円に値上がり・・・50万円の含み益が発生

この場合保有しているだけでは税金は発生しませんが、250万円の商品を購入するなどの決済に利用した場合は利益の確定とみなされ、50万円の利益に課税されます。

3) 仮想通貨で他の仮想通貨を購入した場合

含み益が発生している仮想通貨を使い他の仮想通貨を購入した場合、2)と同じで利益の確定とみなされ、課税対象となります。

4) マイニング、ステーキング、レンディングなどで仮想通貨を取得した場合

給与所得の方は、仮想通貨の取引による1年間の利益を含め、雑所得が20万円を超えた場合には確定申告が必要です。雑所得内であれば損益通算可能ですが、給与所得や事業所得とは損益通算できないことに注意しましょう。

仮想通貨や暗号資産については日々変化しており、それに伴い税制度も改定が加えられています。国税庁のHPも情報が日々更新されておりますのでご覧ください。

詳細は担当者までお問合せください。

【参考】国税庁 HP

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1524.htm>

年末年始休業日のお知らせ

年末年始休業日：令和5年12月29日(金)～令和6年1月3日(水)

※ **令和5年中の通常営業は12月28日(木)まで**となります。

年始は1月4日(木)より通常営業致しますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。



無料経営相談実施中!!!

代表税理士・三上の無料経営相談を随時実施いたしております。ご希望がございましたらお気軽に担当者までご連絡ください!日程を調整させていただきます。

三上税理士法人

- 本店 〒486-0914 愛知県春日井市若草通 4-92
TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039
- 春日井インター店 〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108-9
TEL:0568-82-7770 / FAX:0568-82-7771
- ◆共通メールアドレス mikami@taxer.info